

別表第6（第4条第2項） 道路（立体横断施設）に関する指定施設整備基準

（平16規則103・平20規則8・平25規則81・令元規則19・一部改正）

整備項目	指定施設整備基準
1 通路	<p>通路（昇降部分を除く。以下この表において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機その他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 階段	<p>昇降部分の階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ60センチメートル以上65センチメートル以下のものとを併設すること。</p> <p>イ 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(3) 回り段でないこと。</p> <p>(4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない</p>

	<p>構造とすること。</p> <p>(7) 段鼻には、滑り止めを設けること。</p> <p>(8) 蹴込板を設けること。</p>
3 傾斜路	<p>1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の両側には、側壁又は柵及び高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 必要に応じ、2の項(2)に定める構造の手すりを設けること。</p>
4 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。</p> <p>(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠の幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(6) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>(7) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するも</p>

	<p>のは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>(8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(10) 籠内又は乗降口に、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降口に接続する歩道又は通路の部分は高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>(12) 乗降口に、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>(5) 案内標示の周辺に車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
6 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。</p> <p>ア 立体横断施設の昇降口並びに階段、段及びエスカレーターの始末端部に近接した路面</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。</p>

(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板の端部と踏段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとしなければならない。